

令和 8 年 4 月 23 日
東 北 厚 生 局

保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消しについて

令和 8 年 4 月 21 日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消し」及び「保険医の登録の取消し」について答申がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 内容

(1) 保険医療機関の指定の取消し

名 称	富町クリニック
所 在 地	秋田県能代市富町 8 - 1 7
開 設 者	小山 武志
取消年月日	令和 8 年 4 月 23 日
根拠となる法律	健康保険法第 80 条第 6 号

(2) 保険医の登録の取消し

氏 名	小山 武志 (67 歳)
取消年月日	令和 8 年 4 月 23 日
根拠となる法律	健康保険法第 81 条第 3 号

2. 取消処分に至る経緯

- (1) 令和 7 年 2 月 25 日に個別指導を実施したところ、診療録の閲覧を拒んだため個別指導を中断した。
- (2) 令和 7 年 5 月 29 日に上記 (1) の個別指導を再開しようとしたところ、診療録等を一切持参しなかったため、繰り返し個別指導への協力を要請したが指導に応じる姿勢を示さなかったため個別指導を実施しなかった。
- (3) 令和 7 年 7 月 29 日を実施日とする個別指導の再開通知を開設者宛てに 2 度送付したが、いずれも「受取拒否」と封筒に記載され未開封で返送された。加えて、正当な理由なく個別指導を欠席したため、監査を実施することとした。
- (4) 令和 7 年 9 月 30 日、同年 11 月 18 日及び同年 12 月 19 日を実施日とする監査実施通知を開設者宛てに複数回送付するほか、電話及び F A X での連絡により再三にわたり出頭要請を行ったにもかかわらず、開設者はこれに応じず、正

当な理由なく監査に出頭しなかった。

3. 取消処分 of 主な理由

(1) 保険医療機関

保険医療機関の開設者が、健康保険法第78条第1項の規定により監査への出頭を求められてこれに怠らず、検査を拒み、忌避したため。

(2) 保険医

保険医が、健康保険法第78条第1項の規定により監査への出頭を求められてこれに怠らず、検査を拒み、忌避したため。

4. 再指定等の取扱い

原則として、指定の取消しの日及び登録の取消しの日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。なお、監査拒否により取消し処分となった場合は、令和7年5月19日付け保発0519第2号「健康保険法第65条第3項第6号及び第71条第2項第4号に該当するときの保険医療機関又は保険薬局の指定拒否並びに保険医又は保険薬剤師の登録拒否について」により、行政処分の後に保険医療機関の指定及び保険医の登録を申請しても、これが認められない場合がある。